

6 計量証明

計量証明とは、公に、又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいい、計量証明事業は、質量、長さ等と、濃度、音圧レベル等の部門に分けられます。事業者は計量法により知事の登録が必要であり(第107条)、また、その設備については2～3年ごとに計量証明検査を受けることが義務付けられています(第116条)。(質量の計量証明検査実績は別表2-2に記載)

本県では、令和6年3月31日現在で巻末のとおり、質量74社、長さ1社、環境部門では濃度26社、特定濃度1社、音圧レベル8社、振動加速度レベル8社の登録があります。また、計量証明検査については、計量証明検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書(証明書添付)を受理し、処理しました。

計量証明検査等実績

区分	種類	件数	受検個数	不合格個数		
計量士による代検査	濃度計等 (13事業所)	ガラス電極式水素イオン濃度計(指示計)	5	6	0	
		ジルコニア式酸素濃度計	2	2	0	
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	2	2	0	
		化学発光式窒素酸化物濃度計	1	1	0	
		非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	1	1	0	
		普通騒音計	4	11	0	
		精密騒音計	2	5	0	
	振動レベル計	5	8	1		
	計量協会	質量計 (25事業所)	電気式はかり	35	36	0
			その他の手動はかり	1	1	0
計		58	73	1		

※ JQA(一般財団法人 日本品質保証機構)

(参考)

JQA 検定	濃度計等 (14事業所)	ガラス電極式 水素イオン濃度計	指示計	5	7	0
			検出器	11	30	3
		普通騒音計	3	4	0	
		精密騒音計	1	1	0	
		振動レベル計	3	4	0	
計			23	46	3	